

# 安曇野市議会基本条例 検証結果等報告書

令和3年(2021年)3月  
安曇野市議会改革推進委員会

# 目 次

## I 議会基本条例の検証について

1 検証の根拠	1
2 検証の期間と基礎資料	2
3 検証作業の進め方	3

## II 検証結果

1 全体の方向性（全体イメージ図）	4
2 評価区分別の具体的な方向性（検討課題）	5
（別紙）条項別一覧【総括版】	6
（別紙）評価区分別方向性一覧【総括版】	9
3 基本条例の一部改正（案）	14
4 その他	
（1）「広聴（機能）」という表現について	16
（2）全員一致による政策提言について	17
（3）政治倫理条例等について	18

## III 議会運営委員会からの検討事項

1 請願・陳情の取り扱いについて	20
2 文書質問の取り扱いについて	21

## IV その他

1 今後も議会改革推進委員会として引き続き検討していく事項	
（1）反問権に関して	22
（2）オンライン会議に関して	22
2 報告書（素案）についての会派等からの意見	22

V まとめ（検証の総括）	24
--------------	----

## 【別冊 参考資料】

1 安曇野市議会基本条例検証シート（まとめ）	
2 市民アンケート結果	
3 県内市議会における請願・陳情の採択方法等一覧	
4 安曇野市議会基本条例の検証作業の経過	
5 安曇野市議会基本条例の検証に関する実施要領	

## I 議会基本条例の検証について

安曇野市議会基本条例は、平成 25 年 7 月 1 日に施行されました。

この報告書は、令和元年 12 月 6 日に安曇野市議会改革推進委員に選任された議員によって、条例施行後初めて行った、議会基本条例の検証結果等をまとめたものです。

### 1 検証の根拠

この検証は、議会基本条例第 28 条の規定に基づいて行いました。

(見直し等)

第 28 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

## 2 検証の期間と基礎資料

### (1) 検証期間

検証期間は、次のとおりです。

年月		事 項
令和元年 (2019年)	12月	【議長】議会運営委員会（以下、「議運」という。）に8項目を諮問。その一つが「議会基本条例の見直しについて」
令和2年 (2020年)	1月	【議運】議会改革推進委員会（以下、「改革」という。）において安曇野市議会基本条例の見直しを含めて検証等を行うことについて決定
	2月	検証作業に向けた準備
	3月	
	4月	【改革】検証方法や検証シート、検証作業スケジュールを確認
	5月	
	6月	条項別54項目について全議員による検証
	7月	
	8月	・市民アンケートを実施 ・各議員の評価の集計結果について全議員に報告
	9月	【改革】 ・条項別54項目について検証 ・議運からの検討事項などについて協議
	10月	
	11月	
	12月	
令和3年 (2021年)	1月	
	2月	
	3月	【改革】議会運営委員会に検証結果等報告書を提出
	4月	(予定) 【議運】最終報告書作成 ⇒ 議長へ答申
	5月	(予定) 検証結果等報告の公表（議会だより・市議会ホームページ） (予定) 条例改正についてパブリックコメント実施
	6月	(予定) 条例改正についてパブリックコメント実施
	7月	(予定) 条例改正に向けた作業
	8月	
	9月	(予定) 議会基本条例の一部改正を上程

### (2) 全議員による検証と市民アンケート

今回の検証については、議会基本条例施行後初めての検証であることから、議員全員による評価とともに、市民の皆さんに議会改革に関するアンケートを行い、検証を行うための基礎資料としました。

### 3 検証作業の進め方

#### (1) 検証の対象期間と検証シート

条例の検証が条例施行後初めてだったため、検証の対象期間を「平成25年7月から令和2年3月まで」とし、その期間における活動等の実施状況を含めた検証シートを作成しました。

#### (2) 検証方法

##### ① 4つの評価区分

市議会は、市民福祉の向上を目的とし、その手段として、「A 政策等（執行機関）の監視機能と評価」と「B 政策立案機能」があり、また「C 情報公開」と「D わかりやすい議会運営」を進めることで、A・Bの項目がより充実するものと考え、各条文をできる限り「A」～「D」の4つに分類しました。

なお、評価になじまない条項は「評価外」に分類しました。

##### ② 6段階の取り組み評価

条文ごとに、取り組み実績などを参考として課題や評価などを洗い出し、これまでの取り組みについて6段階（0点～5点）の評価をしました。

##### ③ 4段階の今後の方向性

6段階の取り組み評価をもって、今後の対応や進む方向性を記述するとともに、4段階（1～4）で区分けしました。

##### ④ 4段階の条文管理評価

最後に、条文の管理評価について4段階（1～4）で区分けしました。

#### (3) 議会改革推進委員全員による評価（意見）

全委員から意見を伺い、委員会の中で合意形成を図りながら結論を得ることに努めましたが、意見の一致が得られない場合は結論をまとめず、両論併記としました。

#### (4) 検証結果

検証結果を条文ごとに総括し、4つの評価区分における今後の取り組む方向性と、主な具体的な取り組み例（検討課題）を整理し、できるだけ検証結果を分かりやすく「見える化」しました。

#### (5) 条例改正案の作成

他市議会における基本条例の条文を参考に検討し、改正案を作成しました。

#### (6) 議会運営委員会からの検討事項

他市議会における事例も参考に検討し、委員会としての意見（両論併記を含む。）を集約しました。

なお、集約とともに、検討事項に対する委員の意見も併記しました。

## II 検証結果

### 1 全体の方向性（全体イメージ図）

「A政策等（執行機関）の監視機能と評価」「B政策立案機能」「C情報公開」「Dわかりやすい議会運営」の4つの評価区分の関わりと、評価区分それぞれに取り組む10の方向性について、イメージ図にまとめ（整理し）ました。

※詳しい検証結果は、6ページからの別紙「条項別一覧【総括版】」「評価区分別方向性一覧【総括版】」をご覧ください。

## 市民の福祉の向上

### 手段

今後の取り組む方向性として…

#### A 政策等の監視と評価

★政策評価力の向上

など

#### B 市民意見の反映と政策立案

★市民意見の把握の工夫

★情報収集力の向上

★課題共有による積極的な議論

など

### 促進

今後の取り組む方向性として…

#### C 開かれた議会・透明性の確保

○市民との交流

○情報提供の工夫

○政策等形成過程資料等の活用

○政務活動費の透明性の確保

など

#### D 持続的な議会改革と わかりやすい議会運営

○審議プロセスの明確化

○自由活発な議論

など

## 2 評価区分別の具体的な方向性（検討課題）

4つの評価区分と評価外について、今後、議会として取り組む10の方向性に係る30の主な具体的な取り組み例（検討課題）を挙げて整理しました。

評価区分	今後取り組む方向性	主な具体的な取り組み例
A 政策等の監視と評価	1 政策評価力の向上	①予算決算委員会設置の検討 ②委員会代表質問の検討 ③専門の調査機関の活用
B 市民意見の反映と政策立案	1 市民意見の把握の工夫	①議会報告会の運営の工夫 ②意見交換会の規程の検討と周知
	2 情報収集力の向上	①議員研修の充実 ②ICTを活用した議員研修 ③市図書館との連携
	3 課題共有による積極的な議論	①課題の見える化 ②市民意見等の共有 ③政策討論会議の積極的な開催
C 開かれた議会・透明性の確保	1 市民との交流	①市民団体や学生等との交流 ②議会だよりモニター制度の改善
	2 情報提供の工夫	①委員会中継の検討 ②SNSの活用 ③議会広報の工夫
	3 政策等形成過程資料等の活用	①議員のスキルアップ
	4 政務活動費の透明性の確保	①政務活動の報告 ②政務活動費の使途書類の公開
D 持続的な議会改革とわかりやすい議会運営	1 審議プロセスの明確化	①議会だよりの電子版の検討 ②委員会中継の検討 ③議場モニターの設置の検討
	2 自由活発な議論	①議員個々の自覚と研さん ②一問一答方式の継続・検証 ③政策等執行後の評価
評価外		①市民全体の福祉の向上を目指す ②自覚を持った議員活動 ③倫理規程などの検討 ④正副委員長手当の要望 ⑤定数や報酬、政務活動費など、必要に応じた議論・検討
	10の方向性	30の検討課題

※報告時点において、すでに取り組みが始まっているものも含まれます。

## (別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果「条項別」一覧 【総括版】

○評価区分

- A・・・政策等の監視と評価
- B・・・市民意見の反映と政策立案
- C・・・開かれた議会・透明性の確保
- D・・・持続的な議会改革とわかりやすい議会運営

○今後の対応

- 1 継続(このまま推進する)
- 2 拡充・推進(必要に応じ改善も必要だが、推進する)
- 3 改善(分析と見直しが必要)
- 4 その他

※1 評価は0～5までの6段階で、その平均点は3.5点(評価外は3.4点)です

※2 今後の対応で継続と回答した割合の平均は64%(評価外は70%)です

※3 第4条は、評価できないという議員が1人いたため、20人で平均点を算出しています

条項	検証項目		評価区分	取り組みの 評価点 ※1	継続と回 答した割 合※2	今後の 対応	条文 改正
第2条第1号	議会の活動	公平・公正・民主的で開かれた議会	C	3.4	43%	2	
第2条第2号	議会の活動	市民意見を把握し、政策形成に反映	B	3.1	38%	2	
第2条第3号	議会の活動	市民意見等をもとに、政策立案・政策提言	B	2.9	43%	2	
第2条第4号	議会の活動	市政運営の監視と評価	A	3	52%	2	
第2条第5号	議会の活動	分かりやすい視点と方法による議会運営	D	3.4	57%	2	
第2条第6号	議会の活動	傍聴・参加機会の拡充による議会運営	D	3	47%	2	
第2条第7号	議会の活動	不断の議会改革	D	3.2	62%	2	
第3条第1項第1号	議員の活動原則	言論の府・合議制による議員相互の自由討議	B	3.3	43%	1	
第3条第1項第2号	議員の活動原則	市民意見等の把握、自己研鑽	B	3.5	57%	1	
第3条第1項第3号	議員の活動原則	福祉向上を目指しての活動	評価外	3.2	62%	1	
第4条	議長の責務	公正中立な職務の遂行 ※3	D	3.7	62%	1	
第5条	会派	会派結成	D	3.7	62%	1	
第6条第1項	市民参加及び市民との連携	議会活動の積極的な公表	C	4	71%	2	
第6条第2項	市民参加及び市民との連携	会議の原則公開と、会議資料の配布	C	4.1	81%	2	
第6条第3項	市民参加及び市民との連携	公聴会制度と参考人制度	B	0.6	33%	2	○
第6条第4項	市民参加及び市民との連携	請願・陳情の説明の機会	B	4.2	62%	3	○
第6条第5項	市民参加及び市民との連携	市民との意見交換の場	B	3	52%	2	
第6条第6項	市民参加及び市民との連携	議員賛否の公表	C	4.3	81%	1	
第7条第1項	議会広報の充実	議案対応や一般質問等を議会だよりで公表	C	4.2	67%	2	
第7条第2項	議会広報の充実	議会に関心を持つ広報活動	C	4.2	57%	2	

## (別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果「条項別」一覧 【総括版】

○評価区分

- A・・・政策等の監視と評価
- B・・・市民意見の反映と政策立案
- C・・・開かれた議会・透明性の確保
- D・・・持続的な議会改革とわかりやすい議会運営

○今後の対応

- 1 継続(このまま推進する)
- 2 拡充・推進(必要に応じ改善も必要だが、推進する)
- 3 改善(分析と見直しが必要)
- 4 その他

※1 評価は0～5までの6段階で、その平均点は3.5点(評価外は3.4点)です

※2 今後の対応で継続と回答した割合の平均は64%(評価外は70%)です

※3 第4条は、評価できないという議員が1人いたため、20人で平均点を算出しています

条項	検証項目		評価区分	取り組みの評価点 ※1	継続と回答した割合 ※2	今後の対応	条文改正
第8条	議会報告会	議会報告会の年1回以上の開催	B	3.2	38%	2	
第9条第1項	議会及び議員と市長等の関係	執行機関の監視及び評価	A	3.5	67%	1	
第9条第2項第1号	議会及び議員と市長等の関係	質疑応答の一問一答方式	D	4.2	81%	1	
第9条第2項第2号	議会及び議員と市長等の関係	反問権	D	3.3	62%	3	
第9条第2項第3号	議会及び議員と市長等の関係	文書質問	D	1.8	57%	3	
第10条第1項	政策等の形成過程の説明	市長の政策等の説明	C	3.5	67%	1	
第10条第2項	政策等の形成過程の説明	政策等執行後の評価への審議	D	3.8	67%	1	○
第11条	予算案及び決算の政策等説明資料の作成	政策等説明資料	C	4.3	71%	2	
第12条	政策立案、政策提案及び政策提言	政策立案、政策提案、政策提言	B	3.2	47%	3	
第13条	議決事件の拡大	法第92条第2項による議会の議決すべき事件	A	3.3	86%	1	
第14条第1項	議会の合意形成	議員相互間の自由な討議による議会運営	B	3.7	76%	1	
第14条第2項	議会の合意形成	議員相互間の議論による合意形成	B	3.7	76%	1	
第15条	政策討論会議	政策討論会議の開催	B	2.7	52%	2	
第16条第1項	議会運営	議員相互間の議論し、公正公平・効率的な議会運営	D	3.6	76%	1	
第16条第2項	議会運営	正副議長選挙時の所信表明	D	4.2	76%	1	
第17条	委員会	専門性と特性を生かした運営	D	4	62%	2	
第18条	調査機関	識見者等による調査機関の設置	A	3.1	71%	2	
第19条	議会改革推進委員会	安曇野市議会改革推進委員会の設置	D	3.2	52%	2	
第20条	議員研修の充実強化	議員研修の充実強化	B	3.9	76%	2	

## (別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果「条項別」一覧 【総括版】

○評価区分

- A・・・政策等の監視と評価
- B・・・市民意見の反映と政策立案
- C・・・開かれた議会・透明性の確保
- D・・・持続的な議会改革とわかりやすい議会運営

○今後の対応

- 1 継続(このまま推進する)
- 2 拡充・推進(必要に応じ改善も必要だが、推進する)
- 3 改善(分析と見直しが必要)
- 4 その他

※1 評価は0～5までの6段階で、その平均点は3.5点(評価外は3.4点)です

※2 今後の対応で継続と回答した割合の平均は64%(評価外は70%)です

※3 第4条は、評価できないという議員が1人いたため、20人で平均点を算出しています

条項	検証項目		評価区分	取り組みの評価点 ※1	継続と回答した割合 ※2	今後の対応	条文改正
第21条	議会事務局	議会事務局の調査及び法制機能の充実	B	3.7	62%	2	
第22条	議会図書室	議会図書室の充実	B	3.6	57%	2	
第23条第1項	政務活動費	政務活動費の適正な執行	B	3.8	81%	2	
第23条第2項	政務活動費	収支報告書等の公開	C	4	76%	2	○
第24条第1項	政治論理	議員責務の品質保持	評価外	3.0	62%	1	
第24条第2項	政治論理	市補助金・負担金を受けている団体の代表になれない	評価外	3.7	86%	1	
第25条第1項	議員定数	定数は条例で定める	評価外	3.8	67%	2	
第25条第2項	議員定数	定数改正時には市民意見の聴取	B	3.6	86%	2	
第25条第3項	議員定数	明確な改正理由を付して議員提案	B	4.1	81%	1	
第26条第1項	議員報酬	安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例	評価外	3.2	67%	2	
第26条第2項	議員報酬	第25条第2項及び第3項の準用	評価外	3.1	67%	2	
第27条	最高規範性	条例の趣旨の尊重と条例との整合	評価外	3.6	76%	1	
第28条第1項	見直し等	定期的な検証	D	3.4	81%	3	○
第28条第2項	見直し等	必要に応じた条例改正	評価外	3.2	71%	1	
第29条	委任	必要事項は議長が定める	D	3.8	81%	1	
集計	54項目のうち、平均点及び平均割合以上の項目			30	26		
	54項目のうち、平均点及び平均割合未満の項目			24	28		

(別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果による「評価区分別の方向性」一覧 【総括版】

評価区分	検証事項			取り組みの評価点※1	継続と回答した割合※2	委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等	関係条項の方向性	評価区分別の方向性
	検証項目	関係条項						
A 政策等の監視と評価	市政運営の監視と評価	第2条第4号	議会の活動	3	52%	・予算決算委員会や委員会代表質問については、しっかり検討する必要がある	・予算決算委員会や委員会代表質問の検討	①【市民と議会の関係】 ②【議会内の活性】 ★政策評価力の向上
	執行機関の監視及び評価	第9条第1項	議会及び議員と市長等の関係	3.5	67%	・決算評価から政策提言につなげるには、その前提に予算決算委員会の設置が必要である ・常に市へ政策提言ができるようにしなければならない	・予算決算委員会の設置	
	法第92条第2項による議会の議決すべき事件	第13条	議決事件の拡大	3.3	86%	・今後も引き続き取り組んでいく	・引き続き取り組む	
	識見者等による調査機関の設置	第18条	調査機関	3.1	71%	・この制度を活用する方策を今後考えていかなければいけない	・調査機関の活用を検討	
B 市民意見の反映と政策立案	市民意見を把握し、政策形成に反映	第2条第2号	議会の活動	3.1	38%	・市民の多様な意見を把握し、政策提言に役立てるための議会運営が大切である ・議会全体として、委員会として、市民の意見を吸い上げる機会を積極的に広げていくべきである	・市民の意見の把握の仕方 ・政策提言への取り組みの工夫	①【市民と議会の関係】 ★市民意見の把握の工夫
	市民意見等をもとに、政策立案・政策提言	第2条第3号	議会の活動	2.9	43%	・新たな取り組みも検討していく必要があるが、現在取り組んでいる政策提言に全力を注いでいく必要がある ・政策提言については、さらに実効性のあるものにするために具体的な取り組みの工夫が必要かもしれない		
	言論の府・合議制による議員相互の自由討議	第3条第1項第1号	議員の活動原則	3.3	43%	・議員間の自由な討論は積極的に行う ・課題テーマの見える化をし、議会の議論が深まっていくような具体策を考えていく		
	市民意見等の把握、自己研鑽	第3条第1項第2号	議員の活動原則	3.5	57%	・請願の価値が、もう少し発揮できるような制度設計も考えていく必要がある ・旧町村や地元地域という狭い考えではなく、議員は質を高めて市全体の利益にかなう代表としてふさわしい活動ができるようにしていく	・課題の見える化 ・積極的な討論 ・議員の質の向上	
	公聴会制度と参考人制度	第6条第3項	市民参加及び市民との連携	0.6	33%	・市民の意見等は、政策提案に反映する前に、まずは審議や討論に反映しなければならない ・公聴会制度や参考人制度の周知徹底と理解を深めていく必要がある		
	請願・陳情の説明の機会	第6条第4項	市民参加及び市民との連携	4.2	62%	・請願と陳情の扱いについては、これまでどおり同等に扱う意見と、陳情は委員会審査のみとし、意見書を採択した場合のみ本会議においても審議するという両論がある ・一部採択・趣旨採択は採用しない ・郵送された請願や陳情の扱いは、今までどおり扱う	・市民の意見等による審議や討論 ・市民意見等の共有 ・意見交換会の規程の検討と周知	
	市民との意見交換の場	第6条第5項	市民参加及び市民との連携	3	52%	・議会全体として共有できるようにしていかないといけない ・意見交換会の運用規程について、もう少し検討していくことが必要である ・意見交換会について、議員や市民に周知していく必要がある		
	議会報告会の年1回以上の開催	第8条	議会報告会	3.2	38%	・内容的も多くの方が参加してもらえる形を検討し取り組んでいく ・議会報告会のやり方について、検討する必要がある ・実際の運用方法を工夫する ・来られない方に対して、オンライン等を使って流す	・議会報告会の運営の工夫	
	政策立案、政策提案、政策提言	第12条	政策立案、政策提案及び政策提言	3.2	47%	・政策提言については、運用規程・ガイドラインを明確にして、位置付けていく ・政策形成サイクルや政策討論会議のあり方については、引き続き検討していく	・政策提言の運用や在り方の検討	

(別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果による「評価区別の方向性」一覧 【総括版】

評価区分	検証事項		取り組みの評価点※1	継続と回答した割合※2	委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等	関係条項の方向性	評価区別の方向性
	検証項目	関係条項					
B 市民意見の反映と政策立案	議員相互間の自由な討議による議会運営	第14条第1項 議会の合意形成	3.7	76%	・自由な討議を増やしていき、一つ一つ地道に進めていくことが大事である	・自由な討議が大事	②【議会内の活性】 ★情報収集力 ★課題共有による積極的な議論(→政策提言につなげる)
	議員相互間の議論による合意形成	第14条第2項 議会の合意形成	3.7	76%	・討議や討論の仕方については、これに関連した規程の整備の中で改善していくことができる		
	政策討論会議の開催	第15条 政策討論会議	2.7	52%	・政策討論会議はもっと積極的に開催していく ・議員全員が課題を話し合う方向性を求めていくことは必要がある	・政策討論会の積極的な開催	
	議員研修の充実強化	第20条 議員研修の充実強化	3.9	76%	・コロナ禍にあっては、オンラインでの研修や視察なども積極的に取り入れていく ・友好都市への視察研修も続けていく	・オンラインによる研修や視察	
	議会事務局の調査及び法制機能の充実	第21条 議会事務局	3.7	62%	・議会として改革を進めていく中で、事務局職員も含めて調査や法務機能の充実を図っていく	・事務局職員の充実	
	議会図書室の充実	第22条 議会図書室	3.6	57%	・自分が知りたい情報は自分で調べることはできる ・市の図書館と連携することはできた方がいい ・必要な書籍はそれなりにそろえて使えるようにする必要がある	・議会図書室と市図書館の連携	
	政務活動費の適正な執行	第23条第1項 政務活動費	3.8	81%	・適正な執行の判断をしっかりとしていく ・市民に対して説明責任を果たしていく ・公共交通料金の領収書を添付するようにマニュアルの一部を変えないといけないと思う ・議員報酬や政務活動費の増額等については、議会運営委員会で検討してほしい	・適正な執行と説明責任 ・マニュアルの一部改正	
	定数改正時には市民意見の聴取	第25条第2項 議員定数	3.6	86%	・定数は一定の人数が必要である ・市民がどう考えているのか、意見聴取する必要もある	・一定の人数は必要	
明確な改正理由を付して議員提案	第25条第3項 議員定数	4.1	81%	・定数の改正も手順も慎重になされるべきである			

(別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果による「評価区別の方向性」一覧 【総括版】

評価区分	検証事項		取り組みの評価点※1	継続と回答した割合※2	委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等	関係条項の方向性	評価区別の方向性	
	検証項目	関係条項						
C 開かれた議会・透明性の確保	公平・公正・民主的で開かれた議会	第2条第1号	議会の活動	3.4	43%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会も中継できるようにした方がいいが、近隣市町村の動向も検討に加えて進むことが大事である</li> <li>・委員会等の緊急開催等の場合は、新聞等にできるだけ掲載を依頼することも大切である</li> <li>・あづみ野テレビの中継がスムーズに広範囲に安定して配信できるように業者と協力しながら進めていくべきである</li> <li>・市議会ホームページ以外のツールも使ってお知らせできる工夫が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の中継配信</li> <li>・会議の周知方法</li> </ul>	①【市民と議会の関係】 ★市民との交流 ★情報提供の工夫  ②【議会内の活性】 ★政策等形成過程資料等の活用 ★政務活動費の透明性の確保
	議会活動の積極的な公表	第6条第1項	市民参加及び市民との連携	4	71%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や社協、各種団体等との交流を図る</li> <li>・市議会ホームページの充実を図り、アクセスしやすく分かりやすいものにしていく</li> <li>・SNSの活用について検討していく</li> <li>・議会だよりモニター制度の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との交流</li> <li>・議会からの情報発信</li> </ul>	
	会議の原則公開と、会議資料の配布	第6条第2項	市民参加及び市民との連携	4.1	81%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会等の緊急開催等の場合は、新聞等にできるだけ掲載を依頼することも大切である</li> <li>・会議情報の発信については、ホームページの提供だけでなく工夫してもよい</li> </ul>		
	議員賛否の公表	第6条第6項	市民参加及び市民との連携	4.3	81%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりへの討論の記載は、討論を載せるときは全部載せる、記載しないときは全部載せない方針を継続していくのがよい。掲載にする場合は、できるだけわかりやすい表現とする</li> </ul>		
	議案対応や一般質問等を議会だよりで公表	第7条第1項	議会広報の充実	4.2	67%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マチイロアプリを利用して、議会だよりも見られるよう研究検討が必要である</li> <li>・広報広聴委員会という名称や広報広聴に於ける扱い・規程の位置づけなど、考える必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会広報の工夫</li> </ul>	
	議会に関心を持つ広報活動	第7条第2項	議会広報の充実	4.2	57%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会等の中継やSNS等の利用など、新たな取り組みも含めて広報を充実させていくことが必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予選説明説明書等の活用</li> <li>・予算説明書等のデータ化</li> <li>・政務活動費の詳細な報告</li> </ul>	
	市長の政策等の説明	第10条第1項	政策等の形成過程の説明	3.5	67%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員のスキルアップの努力が必要である</li> <li>・政策等の形成過程の説明資料は、価値ある活用ができるよう知恵を出さなければいけない</li> <li>・「他の自治体の類似する政策との比較検討」を行い、さらに向上することにつなげられるとよい</li> </ul>		
	政策等説明資料	第11条	予算案及び決算の政策等説明資料の作成	4.3	71%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概要説明書の紙ベース・データ画面確認については一長一短であり、個人の好みもあるので、しばらくは多様性を認める形で進んでいけばよい</li> </ul>		
	収支報告書等の公開	第23条第2項	政務活動費	4	76%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動費を使って得た効果について詳細な報告をしていく必要がある</li> <li>・今後もきちんと公開をしていく</li> </ul>		

(別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果による「評価区別の方向性」一覧 【総括版】

評価区分	検証事項		取り組みの評価点※1	継続と回答した割合※2	委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等	関係条項の方向性	評価区別の方向性	
	検証項目	関係条項						
D 持続的な議会改革とわかりやすい議会運営	分かりやすい視点と方法による議会運営	第2条第5号	議会の活動	3.4	57%	<ul style="list-style-type: none"> <li>できれば常任委員会の中継も進めていければよい</li> <li>議会だよりを「マチイロ」で発信できればいい</li> <li>わかりやすく、透明性のある情報発信をしていく</li> <li>議会だよりを通じてより分かりやすい形で発信できればいい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会だよりの発行</li> <li>委員会中継の検討</li> <li>議場モニターの設置</li> <li>柔軟性のある改革</li> </ul>	①【市民と議会の関係】 ★審議プロセスの明確化  ②【議会内の活性】 ★自由活発な議論
	傍聴・参加機会の拡充による議会運営	第2条第6号	議会の活動	3	47%	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会中継の検討が必要である</li> <li>議場にモニターを設置した方がいい</li> <li>モニターテレビや託児室など、雰囲気が良い中で傍聴してもらえるよう準備していくことが大事である</li> </ul>		
	不断の議会改革	第2条第7号	議会の活動	3.2	62%	<ul style="list-style-type: none"> <li>陳情等の進捗状況もチェックが今後は大切である</li> <li>改革・改善したことは検証することが必要である</li> <li>時代の流れに沿って、柔軟性のある改革は必要である</li> </ul>		
	公正中立な職務の遂行※3	第4条	議長の責務	3.7	62%	<ul style="list-style-type: none"> <li>民主的な議会運営に心掛けていく</li> <li>議員一人一人が議会人としての品を保って議会に貢献しなければならない</li> </ul>	・民主的な議会運営	
	会派結成	第5条	会派	3.7	62%	<ul style="list-style-type: none"> <li>会派に関する詳細は先例を直していけばよい</li> <li>会派で政策立案ができるようになれば良い</li> </ul>	・政策立案ができる会派	
	質疑応答の一問一答方式	第9条第2項第1号	議会及び議員と市長等の関係	4.2	81%	<ul style="list-style-type: none"> <li>一問一答方式はこのまま続けていくべきである</li> <li>持ち時間やくじ引きによる質問順については、必要ならば議運で検討していく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一問一答方式の継続・検証</li> <li>反問権の範囲の明確化</li> <li>文書質問の検証</li> </ul>	
	反問権	第9条第2項第2号	議会及び議員と市長等の関係	3.3	62%	<ul style="list-style-type: none"> <li>反問権の範囲を明確にする必要がある（明確にしておく必要があるかどうかから検討していく必要がある）</li> <li>質問取りのときに、聞きたい事項について明確な質問内容を市側に伝えておく</li> <li>不都合ならば、申し合わせ事項を修正していく必要がある</li> </ul>		
	文書質問	第9条第2項第3号	議会及び議員と市長等の関係	1.8	57%	<ul style="list-style-type: none"> <li>申し合わせ事項のあり方を必要に応じて検討・検証していくことが望ましい</li> <li>議長が判断できる基準を作った方がいい</li> <li>一定のルールに従い品位をもって文書質問を行う</li> </ul>		
	政策等執行後の評価への審議	第10条第2項	政策等の形成過程の説明	3.8	67%	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員としても、もっと取り組んでいかなければいけない</li> <li>わかりにくい条文という意見もあるので、検討する</li> </ul>	・政策等執行後の評価	
	議員相互間の議論し、公正公平・効率的な議会運営	第16条第1項	議会運営	3.6	76%	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員個々の自覚と研さんを持たないといけない</li> <li>公正公平かつ効率的な議会運営を遵守し、続けていくことが大事である</li> </ul>	・公正公平かつ効率的な議会運営	
	正副議長選挙時の所信表明	第16条第2項	議会運営	4.2	76%	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後もこの条文内容をしっかりと守っていく</li> </ul>		
	専門性と特性を生かした運営	第17条	委員会	4	62%	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会代表質問や予算決算委員会については、必要に応じて議運で検討してもらう</li> </ul>	・委員会代表質問や予算決算委員会の検討	
	安曇野市議会改革推進委員会の設置	第19条	議会改革推進委員会	3.2	52%	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会改革の不足があれば、改めていく姿勢を持ち続けることが大事である</li> <li>政策提言サイクルについては、必要に応じて変えていく</li> <li>委員会設置要綱は、少し工夫をして委員会の役割を明確にしていく</li> </ul>	・議会改革の継続と改革委員会の工夫	
	定期的な検証	第28条第1項	見直し等	3.4	81%	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証は、何か特別な事態があればそれに応じて、何かその必要に応じて事態が変わったときに合わせて行うことでもよい（ただし、必要に応じたときとはいつか、誰が判断するのかを決めておく必要がある）</li> </ul>	・必要に応じた検証とする	
必要事項は議長が定める	第29条	委任	3.8	81%	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、議長が定めていくものとする</li> </ul>	・必要に応じて定める		

(別紙) 安曇野市議会基本条例 検証結果による「評価区分別の方向性」一覧 【総括版】

評価区分	検証事項		取り組みの評価点※1	継続と回答した割合※2	委員から出された今後の具体的な方針や内容等の意見等	関係条項の方向性	評価区分別の方向性
	検証項目	関係条項					
評価外	福祉向上を目指しての活動	第3条第1項第3号	議員の活動原則	3.2	62%	・市民全体の福祉の向上を目指して活動する ・何が福祉の向上かを理解し、討論会をして意見を交わし合うことが大事である ・少数派の意見が消えないようにしていく	・市民全体の福祉の向上を目指す
	議員責務の品質保持	第24条第1項	政治論理	3.0	62%	・議員一人一人が自覚をもってしっかり議員活動していくことが大事である ・倫理規定や倫理委員会の整備の検討を議運で進める	・自覚を持った議員活動 ・倫理規定などの検討
	市補助金・負担金を受けている団体の代表になれない	第24条第2項	政治論理	3.7	86%	・議員の倫理に任せる ・疑われる可能性があることは避ける ・細かなことは議運で検討を進める	
	定数は条例で定める	第25条第1項	議員定数	3.8	67%	・議会をもっと発信していく ・定数については、社会情勢によって考えていく	・社会情勢により検討
	安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例	第26条第1項	議員報酬	3.2	67%	・正副委員長の手当てをつけていただくよう働きかける必要がある ・議員報酬等は必要に応じて議論していく	・正副委員長手当の要望 ・必要に応じた議論
	第25条第2項及び第3項の準用	第26条第2項	議員報酬	3.1	67%	・社会実態や市民の生活実態、なおかつ議員のなり手の状況の配慮し、必要に応じて議会の中で議論して、市長に要望していく	
	条例の趣旨の尊重と条例との整合	第27条	最高規範性	3.6	76%	・この条例をきちんと理解のうえ、議会運営を進めていかなければならない	・条例に基づく議会運営
	必要に応じた条例改正	第28条第2項	見直し等	3.2	71%	・必要に応じて委員会で検討し進めていく	・必要に応じた改正

※1 評価は0～5までの6段階で、その平均点は3.5点（評価外は3.4点）です

※2 今後の対応で継続と回答した割合の平均は64%（評価外は70%）です

※3 「公正中立な職務の遂行（第4条 議長の責務）」は、評価できないという議員が1人いたため、20人で平均点を算出しています

3 議会基本条例の一部改正（案）

検証の結果、次のとおり一部改正等を行う案で集約しました。

	章・条項	改正案	現行	改正理由
1	第2章 議会及び議員の活動原則  【新規】	<u>（災害時の議会対応）</u> <b>第2条の2 議会は、災害等が発生したときは、議事機関としての機能を維持するよう努め、市の災害対策本部との連携を密にし、市民の安全の確保に努めるものとする。</b> <b>2 災害時の議会対応は、別に定める。</b>		安曇野市議会災害等対応マニュアルが策定されたことから、災害時における議会の対応を明確にするため、新たに条項を設ける
2	第6条第3項 【字句追加】 （第3章 市民と議会の関係（市民参加及び市民との連携））	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、 <b>議会の審議及び</b> 議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。	市民の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させる前段として、まずは議会の審議や討論などに反映させなくてはならないことを明確にするため
3	第6条第4項 【字句追加】 （同上）	議会は、請願又は陳情を審議 <b>又は審査</b> する場合において必要があると認めるとき又は提出者が希望したときは、提出者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。	議会は、請願又は陳情を審議する場合において必要があると認めるとき又は提出者が希望したときは、提出者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。	請願又は陳情については、委員会において審査されるため

	章・条項	改正案	現行	改正理由
4	第10条第2項 【字句加除】 (第4章 議会及び議員と市長等の関係 (政策等の形成過程の説明))	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における評価に資する <u>よう</u> 努めるものとする。	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における <u>政策</u> 評価に資する <u>審議に</u> 努めるものとする。	条文の内容を明確にするため
5	第23条第2項 【字句追加】 (第8章 政務活動費(政務活動費))	議会は、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等(添付書類を含む。)を公開しなければならない。ただし、安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第5条 <b>第1項</b> 第2号又は第3号に規定する情報が記録されている部分を除く。	議会は、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等(添付書類を含む。)を公開しなければならない。ただし、安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)第5条第2号又は第3号に規定する情報が記録されている部分を除く。	条文整理(項番漏れ)のため
6	第28条第1項 【字句修正】 (第10章 最高規範性及び見直し手続(見直し等))	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを <u>必要に応じて</u> 検証するものとする。	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを <u>定期的に</u> 検証するものとする。	議会運営の変更や社会情勢の変化に応じた検証とするため

#### 4 その他

条例検証の中で、次の事項について話し合いました。

##### (1)「広聴（機能）」という表現について

###### ア 意見があった関係条例

条項	意見が出された関係条文
第3条	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 略 (2) 市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、資質を高める不断の自己研さんによって、市民全体の代表としてふさわしい活動を行うこと。
第6条	議会は、市民に対し議会活動に関する情報を積極的に公表して、情報の共有を推進し説明責任を十分に果たさなければならない。
第7条	議会は、議案に対する議員の対応、一般質問等の内容を安曇野市議会だよりで公表するものとする。 2 議会は、情報技術の発達を踏まえ多様な手段を用いて、多くの市民が議会に関心を持つような広報活動を行うものとする。

###### イ 委員会で話し合った結果、次のとおり集約する。

<b>結果</b>	いくつかの条文の中で広聴的なことが表現されていること、また、運用規程の中で広聴活動が担保されていることから、「広聴（機能）」という表現については、条文には「入れない」とすることとする。
(参考) 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴機能は基本条例中いろいろなところでうたわれており、十分広聴機能ができるようになってきている。あえて入れる必要はない。</li> <li>・ 今の広報委員会が広聴機能を持たないで議会だよりを編集していると、それはプロパガンダと一緒にになってしまう。市民の中で意見が分かれてしまうものも、議会としてどう考えているということを積極的に発信する必要がある。広報委員会に広聴機能があるということを入れた方がよい。</li> <li>・ 広報特別委員会の中では、モニター座談会や新成人への取材など、多様な市民の意見を聴くという機能は既に始まっている。あえて入れる必要があるのか。</li> <li>・ 議員は、いろいろなところで市民の声を聴いて情報を得て、意見を交わし民主的に集約している。あえて入れる必要はない。</li> <li>・ 第7条の見出しに『広聴』という言葉を入れるという話があったが反対。いろいろな条に広聴機能に関する文言が入っている。あえて第7条の見出しだけに入れるとなると、他との関係もおかしくなるのでは。あえてここに入れる必要はない。</li> <li>・ 議会として意見を聴くことは当然のこと。現状のままでいい。</li> </ul>

(2) 全員一致による政策提言について

ア 条例検証時における意見

条項	意見が出された関係条文	委員の意見
第2条 第3号	市民の意見、要望等をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。	政策提言を議会全体として出すとき、全会一致ではなく、4分の3か、3分の2の賛成があれば提言できるようにしてはどうかと思う。少しハードルを下げてもいいのではないか。
第12条	議会は、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて政策立案を行うとともに、政策提案及び市長に対して政策提言を行うよう努めるものとする。	
第19条	議会は、この条例の目的を達成するため、議員で構成する安曇野市議会改革推進委員会を設置する。	
第15条	議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して共通認識を図り、合意形成を得るため、政策討論会議を開催することができる。	政策討論会議の開催にあたり、何人以上で開催できるなど、政策討論会議設置要綱を改正し、工夫をする中で、実効性のある政策討論会が開かれればよい。
その他	—	現在、経済建設委員会における政策提言として、土地利用条例の見直しを検討しているが、政策提言をしていく上では、全員一致というわけにはなかなかいかない案件と考えている。一番大事と考える政策提言がしたくてもできないという現状がある。賛同者について議運委員長と相談して早急に結論を出してほしい。

イ 委員会で話し合った経過は、次のとおりである。

①検証段階における方向性	「政策提言をしていくうえで、全員一致ではなくできるよう、賛同者の見直しを検討してほしい」との意見を議会運営委員会に報告することとした
②方向性確認後の会議にお	(事務局) 議会の意思決定は本会議の議決が全てになりますので、その考え方に基づくと、政策形成サイクルでは全員一致をもって議会の意思として

ける意見	<p>いると考えられます。また、対外的に議長名で行う場合は、本会議の議決が原則ですので、全員協議会において、全員の意見の一致が見られたということで、議長名で行われていると解釈しています。</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の中で採決は取れたとしても、政策形成サイクルに基づき議会から市に政策提言していくということになると、委員会だけではできない過程になっており、全員一致でないとできない仕組みになっている。ただし、委員会における採決は、市としても尊重はされると思う。</li> <li>・政策形成サイクルのプロセスを使っていく場合、全員一致が難しいとなれば、議員提出議案として提案して可決されれば、それは議会の意思となる。政策提言とは別の手段となる。</li> </ul>
------	--

#### ウ 考察

<p>今回は、委員会として意見を集約するまでには至らなかったことから、今後は、議会全体で政策提言サイクルについて検証・見直しを行うことが必要なのかを議論し、進めていく必要があると考える。</p>
---

### (3) 政治倫理条例等について

#### ア 意見があった関係条例

条項	意見が出された関係条文
第 24 条	<p>議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位を保持しなければならない。</p> <p>2 議員は、原則として、市から補助金又は負担金を受けている団体の代表に就くことができないものとする。</p>

#### イ 委員会で話し合った結果、次のとおり集約する。

結果	<p>今回の検証において、政治倫理審査会の設置等に関する条文は位置づけられないものとする。</p> <p>なお、今後は、政治倫理条例や規程などの内容・仕組みなどを調査研究し、議論をする中で進めていくことが望ましい。</p>
(参考) 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理に関する条例や規程を制定する、検討する、あるいは条文に倫理審査会等の設置ができることを盛り込むなどは、もう少し時間をかけて倫理条例や規程などの内容・仕組みなどを研究し、理解を得ながら決めていく必要がある。今ここで拙速に結論を出すことではない。検討しないで条文を追加することは好ましくないと思う。</li> <li>・まずは、政治倫理条例などを別に作るかどうかという議論をすべき</li> </ul>

	<p>ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位法（議会基本条例）の中に位置付けて、それを根拠規定として、下部の規程の中で整備していくことになる。</li> <li>・倫理に関する条文を担保する意味で、倫理審査会等の設置ができるなどの文言を入れてはどうかという意見もあった。具体的な条例なり規程を作るときは議論されなければいけない。条例などの検討のときは、罰則などについても十分に研究し、慎重に時間をかけてやっていくことになる。</li> <li>・第24条に新たに第3項として、例えば「政治倫理審査会あるいは審査委員会を設置することができる。要綱については別に定める。」という文言まで書き込むことは問題ないと思う。内容については、後で話し合えばいい。</li> <li>・今の第24条以外のことを、なぜうたわないといけないのかの理由が分らない。</li> <li>・今の第24条のままでよい。盛り込む以上は、それなりの中身がないといけないので、今回は位置づける必要はない。</li> <li>・次につながる条文を作る必要はある。具体的に決めていくのは第5期でもいい。</li> </ul>
<p>(参考) 議会基本 条例に盛 り込んだ 場合の4 つの例</p>	<p>第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (政治倫理)</p> <p>第24条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感をもってその責務を果たすとともに、品位を保持しなければならない。</p> <p>2 議員は、原則として、市から補助金又は負担金を受けている団体の代表に就くことができないものとする。</p> <p><b>例1</b> 3 <u>前1項の規定に基づく議員の政治倫理については、安曇野市議会議員政治倫理条例で定める。(大津市に準じる場合)</u></p> <p><b>例2</b> 3 <u>議員の政治倫理に関し必要な事項は、安曇野市議会議員政治倫理条例の定めるところによる。(ふじみ野市に準じる場合)</u></p> <p><b>例3</b> 3 <u>議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。([災害時の議会対応]に準じる場合)</u></p> <p><b>例4</b> 3 <u>議会政治倫理審査会を設置することができる。必要な事項は別に定める。(委員意見に準じる場合)</u></p>

### Ⅲ 議会運営委員会からの検討事項

#### 1 請願・陳情の取り扱いについて

委員会で話し合った結果、次のとおり集約する。

<p>(1) 請願と陳情の同等の扱いについて</p>	<p>「陳情は委員会のみ審査とし、請願に関しては委員会と本会議の両方で審査・審議する」という多数意見と、「現状のとおり、陳情も請願も両方とも本会議まで審議する」という少数意見があった。</p>
<p>(主な意見)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請願・陳情の違いをつけることは難しいが、経験から考えると、請願者や陳述者からの説明は聞きたいので、説明することを受付の前提にすることも必要かもしれない。</li> <li>・ 基本条例の条文はこのままにし、規則や運用規程で規制をかけるかどうかの検討も必要と考えられる。</li> <li>・ 陳情と請願の重みも含めて検討しないとイケない。</li> <li>・ 陳情・請願が同等であることに違和感がある。</li> <li>・ 請願の紹介議員は、本会議で趣旨説明を行うが、陳情はしていない違いはあるが、請願と陳情が同等に扱われていることはいい。</li> <li>・ 議会基本条例第6条第4項は、このままでいい。</li> <li>・ 市民の利益を考えたときに、同等の方が利にかなっている。</li> <li>・ 陳情と請願は重みから全て違うと思うので、請願については本会議まで、陳情については委員会のみ審査と区別してもいい。</li> <li>・ 請願と陳情とでは違いが必要ではないか。陳情は委員会までの審査とし、本会議では審議しない。請願は委員会・本会議の両方で行う。ただし、意見書の提出を求められている陳情を採択した場合は、本会議で審議することでもいい。</li> <li>・ 意見書を提出することになった陳情は、本会議でも審議した方がいい。</li> </ul>
<p>(2) 一部採択・趣旨採択について</p>	<p>「今の段階では認めない方がいい。今までどおりとする」ということで集約する。</p>
<p>(主な意見)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部採択や趣旨採択は採用しない。今までどおりでいい。</li> <li>・ 一部採択や趣旨採択は、どこの部分なのかの判断も難しい。</li> <li>・ 趣旨採択にしても一部採択にしても、果たしてそれが請願者や陳情者の意向に沿わないことをしてしまう気もする。</li> <li>・ 今すぐ採用するのは、時期早尚だと思う。慎重に検討した方がいい。</li> <li>・ 一部や趣旨に賛同するのではなく、はっきりと賛同する、しないを判断した方がいい。</li> </ul>
<p>(3) 郵送の扱いについて</p>	<p>「今までどおりとする」ということで集約する。</p>
<p>(主な意見)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陳情も請願も同じ扱いで審査する、同等で扱うということになれば、</li> </ul>

	<p>郵送も同等に扱う必要が出てくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送の扱いを運用規程に盛り込んだ方がいいと思うので、検討する必要がある。</li> <li>・特別な事情で持参できないことが認定できれば、受け付けてもいい。</li> <li>・郵便による陳情書は、議長の判断でよい。その中でも、直接市民の生活に影響ないと考えられるものは、今まで通りでいい。</li> <li>・郵便による陳情書は、議長のところでは判断をし、必要があれば議運にかけていくという今まで通りのやり方でいい。</li> <li>・郵便による陳情書は委員会に付託しないが、今までどおり臨機応変の対応をすればいい。</li> </ul>
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願・陳情の取り扱いについては、市民の皆さんに周知していく必要がある。</li> </ul>

## 2 文書質問の取り扱いについて

委員会で話し合った結果、次のとおり集約する。

3人以上の連署について	「現行のまま、当該議員を含む3人以上の連署でよい」という多数意見と、「1人でもよい」という少数意見があった。
(主な意見)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人でも文書質問ができるのがいい。</li> <li>・最低3人は必要。3人以上というのが適切だと思う。</li> <li>・一般質問が行われている中で、あえてまた文書質問をするというのは特別な内容になると思うので、現状の3人以上でいいと思う。</li> <li>・交渉会派が3人という規定がある以上は、現行の3人を尊重すべきと思う。</li> <li>・現行どおりとし、改正する必要はないと思う。</li> <li>・乱発するということであれば、少なくとも一般質問が1人でできるから、1人でいいと思う。</li> </ul>
その他の意見	文書質問は、本来会期中であれば一般質問があるから、会期中にわざわざ行う必要はないと思う。

#### IV その他

##### 1 今後も議会改革推進委員会として引き続き検討していく事項

###### (1) 反問権に関して

条項	意見が出された関係条文	委員の意見
第9条 第2項 第2号	議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長 の許可を得て、議員の質問に対して反 問することができる。	反問権の在り方について、研 究・検証・検討し、申し合わ せ事項が不都合であるならば 見直しをする必要がある。
検討事項	●反問権の検証・見直しについて	

###### (2) オンライン会議に関して

条項	意見が出された関係条文	委員の意見
第20条	議会は、議員の政策形成及び立案能力 の向上を図るため、議員研修の充実強 化を図るものとする。	オンラインを使った委員会運 営の規程の整備について検討 していく
検討事項	●オンライン会議に関する規程等の整備について	

##### 2 報告書（素案）についての会派等からの意見

次のような意見がありました。

<p>(1) 自民安曇野 この素案のとおりでよい。</p> <p>(2) 政和クラブ 議会改革推進委員会として議論した内容については、特に言うことはな い。</p> <p>(3) 日本共産党安曇野市議団 少数意見が認められなくて残念だった。基本的にはこの素案でよい。</p> <p>(4) 公明党 この素案のとおりでよい。</p> <p>(5) 無会派議員 ア この素案のとおりでよい。 イ 政治倫理について、平成26年当時、政務活動費の不正使用や寄付行為の 問題で混乱していた安曇野市議会は、安曇野市議会のモラル確立に関する 決議を挙げた。しかし今回の議会基本条例の見直しの中では、この決議を 踏まえた扱いがなされていない。参考として示された4つの条文例をもと に、もっと突っ込んだ議論をすべきだと考える。 ウ 議員定数については、一定の人数は必要。改正の手順は慎重に、また社</p>
---

会情勢により検討との意見もあったが、社会情勢ということでは、今や多様性を尊重する時代となり、議会は多様な立場の市民の声が反映されるように、多様な属性の複数の市民代表で構成されていることが重要と考える。そのために、多様な立場の市民の声が反映されるよう、また議会の機能強化の観点からも、議会活動と育児・介護等が両立できる環境整備等に努めるということを明確にする内容が必要と考える。

エ 議運からの検討事項となっている請願と陳情の同等の扱いについて、「陳情と請願とでは重みが違う」「請願と陳情が同等であることに違和感がある。だからその扱いに差をつける必要がある」という論法で考えているようだが、そもそもその考え方は議員や議会の権威主義の表れではないか。陳情は、市民が1人でも自力で訴えることを認めているものであり、紹介議員が見つからないことからすれば、より丁寧に扱う必要があるとも言えるので、請願と陳情は同等の扱いをすべきと考える。

## V まとめ(検証の総括)

今回の検証は、基本条例施行後初めて実施したものであり、これまで取り組んできた実績の評価や今後の取り組み方針等の検討を、まずは全議員で行ったことは、基本条例に対する認識の共有を図る意味においても大きな意義があり、現状における課題の共有も図られたと考えます。

委員会では、条文ごとに議論を深めていく中で、これまでの議会改革の取り組みの結果、一定の達成を得た項目、または進捗している項目はあるものの、今後、議会として、また議員として取り組むべき課題も明らかになったと感じています。特に、「市民の多様な意見を把握」し、「より議論を深めるため」の仕組みや取り組みが弱いのではないかなど、「何をすべきか」「何を検討していく必要があるか」について様々な意見が出されました。

委員会では、これらの課題への対応を、「評価区分別の具体的な方向性（検討課題）」等のおり取りまとめましたので、議会全体で取り組むよう要望します。

なお、議会において、具体的な取り組みの確認まで至らなかった案件については、改選後の議会においても継続した協議・検討が必要であると考えます。

# 安曇野市議会基本条例

## 検証結果等報告書

令和3年(2021年)3月  
安曇野市議会改革推進委員会